

病状説明、治療同意について

当院では、患者さんに治療を行う際、下記のとおり、その目的や内容等を説明し、侵襲性の高い検査や治療、一定頻度以上の副作用が発生すると予想される検査や治療については、同意をいただいております。

記

1 説明・同意の対象

原則として患者さん本人。

ただし、患者さんが満 15 歳に満たない場合や患者さん本人の同意能力が喪失している場合には、法定代理人又は家族等（※）に説明や同意をお願いすることもあります。

※家族等には、法的な意味の親族に限らず、各自治体が実施している「ファミリーシップ、パートナーシップ関係」にある方など、患者さんの同意が得られている方等を含みます。

2 救急搬送時など緊急に行う医療行為

患者さんの生命に危機が差し迫り緊急処置として行う必要があつて、事前に説明・同意を取得できない場合には、事後に、行った医療行為について患者さんや家族等に説明することもあります。